　保護者　様

柏市役所保育運営課

**新型コロナウイルス感染症経過報告書の提出について**

　新型コロナウイルス感染症は，こども家庭庁が定める「保育所における感染症対策ガイドライン」では，お子さまができるだけ早く回復するとともに，周囲への感染拡大を防ぐため，登園のめやすを発症した後５日を経過し，かつ症状軽快後１日を経過するまでとしています。

　新型コロナウイルス感染症と診断を受けた場合は，医師の指示のもと十分療養し，回復してから登園するようにしてください。また，お子さまが回復し登園する際には，保護者の方が下記の「新型コロナウイルス感染症経過報告書」を記入し，施設に提出してください。

**新型コロナウイルス感染症経過報告書**

１．園　児　名：　　　歳児クラス

２．診　断　名：新型コロナウイルス感染症

３．受診した医療機関名：

４．受　診　日：令和　　　年　　　月　　　日

５．新型コロナウイルス感染症発症後の経過　※（1），（2）どちらも記入をお願いします。

　(1) 発症から５日を経過した日

　　　　　　　　　　　　※発症日（０日目）は医師の指示のもと記入してください。

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 発症日＝０日目 | １日目 | ２日目 | ３日目 | ４日目 | ５日目 | ６日目 |
| 月　　日 | 月　日 | 月　日  **登園不可** | 月　日 | 月　日 | 月　日 | 月　日  **登園可能** |

　(2) 症状軽快から１日を経過した日

　　　※解熱剤を使用せずに解熱しており、呼吸器症状が改善傾向である場合です。

**※無症状の場合は，発症日を検体採取日と読み替えて，(1)のみご記入ください。無症状者は検体採取日から５日を経過するまで登園できません。**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 症状軽快日＝０日目 | １日目 | ２日目 |
| 月　　日  **登園不可** | 月　日 | 月　日  **登園可能** |

　(3) **登園可能日：令和　　　年　　　月　　　日**

**※(1)(2)のうちの遅いほうが登園可能日です。**

６．特記事項（他の感染症の併発など）：

上記のとおり報告します。

　　令和　　　年　　　月　　　日　保護者氏名